

## 信用金庫法第89条(銀行法第21条準用)に基づく開示事項一覧

### ■単体ベースのディスクロージャー項目(信用金庫法施行規則第132条)

|  |         |
|--|---------|
| 1. 金庫の概況及び組織に関する事項   | 6       |
| ①事業の組織   | 6       |
| ②理事・監事の氏名及び役職名   | 6       |
| ③事務所の名称及び所在地   | 7       |
| 2. 金庫の主要な事業の内容   | 47      |
| 3. 金庫の主要な事業に関する事項  |         |
| (1) 直近の事業年度における事業の概況   | 9       |
| (2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標  | 9       |
| ①経常収益 ②経常利益又は経常損失 ③当期純利益又は当期純損失<br>④出資総額及び出資総口数 ⑤純資産額 ⑥総資産額<br>⑦預金積金残高 ⑧貸出金残高 ⑨有価証券残高<br>⑩単体自己資本比率 ⑪出資に対する配当金 ⑫職員数 |         |
| (3) 直近の2事業年度における事業の状況  |         |
| ①主要な業務の状況を示す指標   | 37~38   |
| イ. 業務粗利益及び業務粗利益率   |         |
| ロ. 資金運用収支、役務取引等収支、及びその他業務収支  |         |
| ハ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘   |         |
| 二. 受取利息及び支払利息の増減   |         |
| ホ. 総資産経常利益率  |         |
| ヘ. 総資産当期純利益率   |         |
| ②預金に関する指標  | 38      |
| イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高  |         |
| ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高   |         |
| ③貸出金等に関する指標  | 39~40   |
| イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高   |         |
| ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高  |         |
| ハ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額   |         |
| 二. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高  |         |
| ホ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合   |         |
| ヘ. 預貸率の期末値及び期中平均値  |         |
| ④有価証券に関する指標  | 43      |
| イ. 商品有価証券の種類別の平均残高   | 該当ありません |
| ロ. 有価証券の残存期間別残高  |         |
| ハ. 有価証券の種類別の平均残高   |         |
| 二. 預証率の期末値及び期中平均値  |         |
| 4. 金庫の事業の運営に関する事項  |         |
| (1) リスク管理の体制   | 12      |
| (2) 法令等遵守の体制   | 10      |
| (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況   | 26~27   |
| (4) 金融ADR制度への対応  | 11      |
| 5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項  |         |
| (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書  | 30~36   |
| (2) 貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額   | 41      |
| ①破綻先債権に該当する貸出金   |         |
| ②延滞債権に該当する貸出金  |         |
| ③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金   |         |
| ④貸出条件緩和債権に該当する貸出金  |         |
| (3) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項  | 13~22   |
| (4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益   | 44      |
| ①有価証券  |         |
| ②金銭の信託   |         |
| ③規則第102条第1項第5号に掲げる取引   | 該当ありません |
| (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額   | 41      |
| (6) 貸出金償却の額  | 41      |
| (7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨  | 36      |
| 6. 報酬等に関する事項にあって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの   | 46      |
| ■連結(信用金庫法施行規則第133条)  | 該当ありません |